報酬等に関する開示事項

1. 当社(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体 制の整備状況に関する事項

「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役 員」及び「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」) の範囲については、以下のとおりであります。

「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役及び監査等委員である取 締役であります。なお、いずれも社外役員を除いてお ります。

「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員及び従業員並 びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報 酬等を受ける者」で当社及びその主要な連結子法人等 の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者 等を「対象従業員等」として、開示の対象としており

なお、当社の対象役員以外の役員及び従業員並びに 主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当 する者は、きらやか銀行及び仙台銀行の取締役及び監 査等委員である取締役(いずれも社外役員を除く。) であります。

「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社の連結 総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を 超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連 結子法人等であり、具体的にはきらやか銀行、仙台銀 行が該当します。

「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載 の「対象となる役員の員数」により除することで算出 される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受け る者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額か ら退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時 金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもっ て、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等 を受ける者」の判断を行っております。

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影 響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影 響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理す る事項が、当社及び主要な連結子法人等の業務の運営 に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生す ることにより財産の状況に重要な影響を与える者であ ります。当社(グループ)では、具体的には、きらや か銀行及び仙台銀行の取締役及び監査等委員である取 締役(いずれも社外役員を除く。)が該当します。

対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役員の報酬等の決定について

当社では、株主総会において役員報酬の総額(上限 額)を決定しております。株主総会で決議された取締 役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任 されております。また、監査等委員である取締役の報 酬の個人別の配分については、監査等委員である取締 役の協議に一任されております。

対象従業員等の報酬等の決定について

対象従業員等に該当するきらやか銀行及び仙台銀行 の取締役及び監査等委員である取締役(いずれも社外 役員を除く。) の報酬等は、きらやか銀行及び仙台銀 行において開催される株主総会において役員の報酬等 の総額を決定し、株主総会で決議された取締役の報酬 等の個人別の配分については取締役会において決定さ れ、支払われております。また、監査等委員である取 締役の報酬等の個人別の配分については、監査等委員 である取締役の協議に一任されております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額 及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数				
	(2024年4月1日~2025年3月31日)				
取締役会(当社)	40				
取締役会(きらやか銀行)	40				
取締役会(仙台銀行)	2回				

(注)報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切離して 算出することができないため記載しておりません。

2. 当社(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及 び運用の適切性の評価に関する事項

- (1) 報酬等に関する方針について

「対象役員」の報酬等に関する方針 取締役の報酬等については、役割や責任に応じて月 次で支給する「基本報酬」と、単年度の業績等に応じ て支給する「賞与」並びに複数年度の業績等に応じて 支給する「株式報酬」としており、業績及び役員とし ての職務内容等を総合的に勘案し、株主総会において 決議された役員報酬限度額の範囲内で、取締役会にて 決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、 「基本報酬」のみとしており、株主総会において決議 された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査等委員を 含む監査等委員である取締役の協議により決定してお ります。

「対象従業員等」の報酬に関する方針

対象従業員等に該当するきらやか銀行及び仙台銀行 の取締役及び監査等委員である取締役(いずれも社外 役員を除く。) の報酬等に関する方針は、当社の「対 象役員」の報酬等に関する方針と同様であります。

3. 当社(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク 管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全 体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっておりま す。

なお、当社は、2016年6月21日開催の第4期定時株主総 会決議に基づき、2016年8月19日より、当社及び当社子会 社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行の社 外取締役を除く取締役に対して新たな業績連動型の株式報酬 制度「株式給付信託 (BBT (Board Benefit Trust))」を 導入しております。

4. 当社(グループ)の対象役員の報酬等の種類・支払総額 及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	人数 (人)	報酬等 の総額 (百万円)	固定報酬の総額				
				基本報酬	株式報酬型 ストックオプション	その他	
対象役員 (除く社外役員)	16	35	34	34	-	I	
対象従業員等	25	196	192	192	_	ı	

区分	変動報	酬の総額	退職				
		基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	その他	慰労金	その他
対象役員 (除く社外役員)	0	_	-	0	-	_	_
対象従業員等	3	_	_	3	-	_	_

5. 当社(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、 その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はござ いません。